

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	1,278,846	1,704,811	1,576,651	1,632,378	1,182,942
	土地区画整理特別会計	204,993	172,748	98,004	47,727	98,142
	土地区画整理事業清算特別会計	3,277	2,577	9,627	2,078	1,581
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	242,012	247,772	252,321	258,458	262,867
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	38,754	151,062	270,702	347,539	231,239
	臨海部産業用地貸付特別会計	101	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	-	-	0	0
	合計(1)	1,767,983	2,278,970	2,207,305	2,288,180	1,776,771
標準財政規模		245,993,030	279,711,958	279,698,636	279,340,536	283,149,895
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.71%)	(0.81%)	(0.78%)	(0.81%)	(0.62%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	3,756,819	5,903,677	4,567,235	4,036,900	3,408,383
	競輪、競艇特別会計	2,416,676	2,592,265	-	-	-
	駐車場特別会計	167,260	213,891	231,353	255,242	273,986
	介護保険特別会計	2,649,480	2,532,516	2,187,042	1,890,286	4,451,702
	後期高齢者医療特別会計	588,437	463,820	493,183	473,215	457,185
合計(2)		28,180,235	29,885,556	30,164,188	31,356,941	43,900,929
標準財政規模		245,993,030	279,711,958	279,698,636	279,340,536	283,149,895
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.45%)	(10.68%)	(10.78%)	(11.22%)	(15.50%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	宅地造成事業以外	5,600,039	5,715,149	5,833,950	5,432,205	5,247,146
	工業用水道事業会計	1,774,821	1,764,671	1,776,111	1,951,103	2,111,794
	交通事業会計	1,564,579	1,459,391	1,357,727	1,102,051	896,370
	病院事業会計	3,361,696	2,288,028	1,517,693	40,651	52,549
	下水道事業会計	2,931,337	2,555,842	2,626,274	1,975,587	3,424,126
	公営競技事業会計	-	-	4,678,591	8,846,098	18,415,816
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	89,811	103,821	87,231	72,578	63,938
	食肉センター特別会計	181,322	180,382	150,089	127,840	131,214
	卸売市場特別会計	66,152	87,446	73,640	19,506	116,814
	渡船特別会計	0	-	-	-	-
	廃棄物発電特別会計	18,336	16,989	15,175	13,745	12,355
	漁業集落排水特別会計	119,772	137,958	160,821	139,297	189,208
	市民太陽光発電所特別会計	1,011,232	1,477,298	2,087,578	2,577,982	2,756,705
	港灣整備特別会計					
	宅地造成事業	0	0	0	0	0
産業用地整備特別会計	114,483	113,442	113,190	114,475	114,867	
空港関連用地整備特別会計	0	0	0	0	0	
学術研究都市土地区画整理特別会計						

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計		9,450,548	9,054,407	9,970,591	9,343,565	8,631,878
一般会計等 に属する 特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		9,450,548	9,054,407	9,970,591	9,343,565	8,631,878
標準財政規模		360,350,301	414,380,729	419,057,590	421,511,166	427,491,897
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.62%)	(2.18%)	(2.37%)	(2.21%)	(2.01%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営 企業に係る特別 会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	92,186	93,905	107,241	99,253	79,638
	国民健康保険事業特別会計	1,742,477	4,875,667	3,749,012	2,356,348	3,654,697
	介護保険事業特別会計	773,352	682,150	701,975	489,829	1,505,355
	駐車場特別会計	0	0	23,097	0	0
合計(2)		2,608,015	5,651,722	5,579,265	3,945,430	5,239,690
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業 宅地造成 事業以外	モーターボート競走事業会計	8,664,911	9,629,747	10,575,794	10,884,112	12,342,456
	下水道事業会計	14,493,521	14,169,743	14,747,155	15,885,436	15,911,950
	水道事業会計	8,478,670	7,026,965	8,176,625	9,218,279	11,588,733
	工業用水道事業会計	202,830	255,731	300,601	355,664	445,752
	高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法非適用企業 宅地造成 事業以外	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	中央卸売市場特別会計	0	0	0	0	0
	市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成 事業	港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		43,898,495	45,788,315	48,352,091	48,632,486	54,160,459
標準財政規模		360,350,301	414,380,729	419,057,590	421,511,166	427,491,897
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.18%)	(11.04%)	(11.53%)	(11.53%)	(12.66%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	24,527	210,205	42,482	72,898	58,129
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		24,527	210,205	42,482	72,898	58,129
標準財政規模		28,160,300	27,716,530	27,574,457	27,535,926	27,806,819
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(0.08%)	(0.75%)	(0.15%)	(0.26%)	(0.20%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 114,663	24,720	180,140	306,773	548,989
	介護保険事業	256,661	313,322	224,775	361,000	460,523
	後期高齢者医療事業	34,390	35,565	39,967	36,151	37,146
合計(2)		2,552,468	3,247,736	3,522,054	4,129,353	4,992,318
標準財政規模		28,160,300	27,716,530	27,574,457	27,535,926	27,806,819
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(9.06%)	(11.71%)	(12.77%)	(14.99%)	(17.95%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	852,241	869,110	822,914	665,901	790,969
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,577	24,231	27,102	35,146	35,829
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	136,913	141,513	149,706	151,623	162,354
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,004,731	1,034,854	999,722	852,670	989,152
標準財政規模		67,989,549	68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.47%)	(1.51%)	(1.45%)	(1.23%)	(1.40%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	88,792	465,423	787,016	1,289,453	1,392,490
	介護保険事業特別会計	468,821	566,192	386,356	529,615	510,540
	後期高齢者医療事業特別会計	98,239	120,858	134,472	100,480	93,964
	市営駐車場事業特別会計	7,939	8,122	7,546	8,027	8,040
	競輪事業特別会計	553,285	564,501	572,635	597,969	599,371
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	3,908,443	4,129,852	4,337,399	5,056,884	6,037,327
	下水道事業会計	1,219,630	1,668,730	3,006,166	2,118,066	5,116,318
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業	0	-	-	-	-
	農業集落排水事業特別会計	18,834	11,178	10,687	11,406	11,812
	特定地域生活排水処理事業特別会計	11,947	12,112	12,798	13,371	14,163
	卸売市場事業特別会計	10,574	10,076	10,742	10,438	14,669
地方卸売市場事業	2,037	0	-	-	-	
宅地造成事業						
合計(2)		7,393,272	8,591,898	10,265,539	10,588,379	14,787,846
標準財政規模		67,989,549	68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.87%)	(12.57%)	(14.96%)	(15.31%)	(21.03%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	159,420	9,989	14,793	108,254	1,000,224
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	615	777	775	4,399	12,621
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		160,035	10,766	15,568	112,653	1,012,845
標準財政規模		12,905,263	13,108,046	13,074,809	13,127,436	13,662,607
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.24%)	(0.08%)	(0.11%)	(0.85%)	(7.41%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 173,937	▲ 101,083	▲ 35,680	▲ 53,632	181,424
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	104,255	116,035	120,334	215,816	298,308
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	4,043	1,550	869	694	2,368
	後期高齢者医療特別会計	21,673	22,438	23,580	22,114	23,274

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	1,850,060	1,922,822	1,858,464	1,943,321	1,985,486
	下水道事業会計	-	-	-	106,261	120,345
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	416	469	178,084	-	-
	農業集落排水事業特別会計	305	417	12,950	-	-
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (2)		1,966,850	1,973,414	2,174,169	2,347,227	3,624,050
標準財政規模		12,905,263	13,108,046	13,074,809	13,127,436	13,662,607
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.24%)	(15.05%)	(16.62%)	(17.88%)	(26.52%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般会計等	一般会計	594,913	1,616,379	1,385,145	988,796	1,089,373	
	学校給食事業特別会計	7,125	2,728	2,449	1,756	26,706	
	住宅新築資金等貸付特別会計	5,690	1	113	1,731	9,726	
	汚水処理事業特別会計	1,298	73	1,018	1,366	1,379	
合計(1)		609,026	1,619,181	1,388,725	993,649	1,127,184	
標準財政規模		33,175,972	32,895,189	32,939,734	32,543,646	33,070,027	
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率(%))		(1.83%)	(4.92%)	(4.21%)	(3.05%)	(3.40%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	516,565	615,592	418,851	139,496	91,921	
	介護保険特別会計	187,857	280,716	339,163	50,824	55,370	
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	110	50	60	—	—	
	後期高齢者医療特別会計	42,368	43,713	44,755	46,558	44,956	
	駐車場事業特別会計	29	24	41	89	61	
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 1,569,693	▲ 1,465,176	▲ 1,393,371	▲ 1,319,085	▲ 1,028,404	
合計(2)		—	—	—	—	—	
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,015,998	1,960,139	1,434,366	1,375,798	1,435,149
	工業用水道事業会計	10,635	12,299	19,852	29,523	24,162	
	飯塚市立病院事業会計	4,342	4,899	3,502	5,326	4,566	
	下水道事業会計	792,634	874,108	847,919	910,275	1,023,772	
法非適用企業	宅地造成事業以外	地方卸売市場事業特別会計	3,031	1,265	115	130	122,477
	農業集落排水事業特別会計	144	115	131	236	135	
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	1,414,669	1,331,024	1,327,858	91,365	127,893
合計(2)		4,027,715	5,277,949	4,431,967	2,324,184	3,029,242	
標準財政規模		33,175,972	32,895,189	32,939,734	32,543,646	33,070,027	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率(%))		(12.14%)	(16.04%)	(13.45%)	(7.14%)	(9.16%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	463,409	626,119	572,850	515,952	356,668
	急患医療特別会計	35,356	50,987	50,712	36,754	6,924
	住宅新築資金等貸付特別会計	3,723	2,779	2,860	6,253	16,961
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	0	28,072
合計(1)		502,488	679,885	626,422	558,959	408,625
標準財政規模		12,923,951	13,192,288	12,950,543	12,975,051	13,214,017
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.88%)	(5.15%)	(4.83%)	(4.30%)	(3.09%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	169,814	157,603	438,150	204,519	346,458
	後期高齢者医療特別会計	11,407	11,640	11,106	9,061	12,137
資金不足・剰余額		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	799,636	925,342	505,054	—	—
	病院事業会計	1,193,810	1,052,153	881,722	773,140	1,214,835
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,677,155	2,826,623	2,462,454	1,545,679	1,982,055
標準財政規模		12,923,951	13,192,288	12,950,543	12,975,051	13,214,017
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(20.71%)	(21.42%)	(19.01%)	(11.91%)	(14.99%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	1,035,445	829,026	771,111	699,586	763,118
	住宅新築資金等特別会計	5,189	4,655	12,287	11,738	11,179
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,040,634	833,681	783,398	711,324	774,297
標準財政規模		16,431,989	16,404,798	16,367,907	16,266,096	16,419,974
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.33%)	(5.08%)	(4.78%)	(4.37%)	(4.71%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	107,864	226,285	195,981	99,654	126,680
	後期高齢者医療特別会計	3,530	3,900	4,633	3,997	3,480
合計(2)		3,102,090	3,081,382	3,014,400	2,946,111	3,151,325
標準財政規模		16,431,989	16,404,798	16,367,907	16,266,096	16,419,974
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.87%)	(18.78%)	(18.41%)	(18.11%)	(19.19%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	1,188,695	1,154,739	966,264	545,458	558,474
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 98,954	▲ 87,156	▲ 85,892	0	-
	矢部診療所特別会計	6,877	9,469	12,006	6,829	6,027
合計(1)		1,096,618	1,077,052	892,378	552,287	564,501
標準財政規模		20,309,170	19,918,862	19,756,613	19,591,560	19,877,411
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.39%)	(5.40%)	(4.51%)	(2.81%)	(2.83%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	62,606	214,320	223,043	119,230	66,397
	介護保険事業費特別会計	157,486	298,831	319,005	414,545	355,504
	後期高齢者医療特別会計	1,480	1,095	3,548	1,138	2,257
合計(2)		2,924,714	3,347,794	3,307,958	3,199,974	2,910,984
標準財政規模		20,309,170	19,918,862	19,756,613	19,591,560	19,877,411
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.40%)	(16.80%)	(16.74%)	(16.33%)	(14.64%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	361,982	427,420	629,555	805,470	915,356
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 48,663	▲ 46,420	▲ 45,108	▲ 44,237	▲ 43,137
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		313,319	381,000	584,447	761,233	872,219
標準財政規模		10,341,969	10,374,039	10,439,383	10,488,293	10,689,775
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.02%)	(3.67%)	(5.59%)	(7.25%)	(8.15%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 140,797	33,759	75,501	11,026	151,246
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	165,685	130,102	191,535	226,699	219,628
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	0	3,202	2,961	2,953	3,281
	後期高齢者医療特別会計	37,999	26,575	10,249	3,008	2,501

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	2,366,720	2,526,768	2,265,191	1,943,564	1,928,061
	下水道事業会計	-	-	-	55,898	86,028
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	1,820	1,950	1,872	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計(2)		2,744,746	3,103,356	3,131,756	3,004,381	3,262,964
標準財政規模		10,341,969	10,374,039	10,439,383	10,488,293	10,689,775
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(26.53%)	(29.91%)	(29.99%)	(28.64%)	(30.52%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計		163,214	93,404	121,625	114,424	116,464
一般会計等 一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		163,214	93,404	121,625	114,424	116,464
標準財政規模		8,045,261	8,106,395	8,113,160	8,088,968	8,387,014
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.02%)	(1.15%)	(1.49%)	(1.41%)	(1.38%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 363,515	▲ 280,560	▲ 305,364	▲ 140,575	▲ 95,220
	介護保険事業	98,711	60,700	93,899	76,547	92,868
	後期高齢者医療事業	2,453	2,941	2,950	2,708	2,021
	介護サービス事業	0	0	0	0	960

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	1,001,102	905,031	858,531	807,875	776,393
	下水道事業会計	-	-	-	10,695	7,499
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	8	0	4,686	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計(2)		901,973	781,516	776,327	871,674	900,985
標準財政規模		8,045,261	8,106,395	8,113,160	8,088,968	8,387,014
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.21%)	(9.64%)	(9.56%)	(10.77%)	(10.74%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	362,677	350,305	537,576	503,813	586,335
	住宅新築資金等貸付事業会計	3,230	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		365,907	350,305	537,576	503,813	586,335
標準財政規模		13,611,849	13,726,149	13,925,294	14,079,577	14,328,324
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.68%)	(2.55%)	(3.86%)	(3.57%)	(4.09%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,267,547	▲ 582,097	▲ 580,494	▲ 491,096	▲ 398,694
	介護認定特別会計	2,589	3,115	2,271	1,708	6,063
	介護保険(保険事業勘定)会計	92,374	184,287	196,928	182,613	253,332
	後期高齢者医療特別会計	6,356	6,273	8,306	12,100	5,344

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	2,144,422	2,527,924	2,795,642	3,037,103	3,309,054
	公共下水道事業会計	234,746	288,733	313,217	331,044	431,057
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	地方卸売市場会計	248	460	332	274	448
	農業集落排水事業会計	1,946	3,715	3,665	3,225	4,775
	宅地造成事業					

合計(2)		1,581,041	2,782,715	3,277,443	3,580,784	4,197,714
標準財政規模		13,611,849	13,726,149	13,925,294	14,079,577	14,328,324
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.61%)	(20.27%)	(23.53%)	(25.43%)	(29.29%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	424,715	369,437	418,133	731,925	1,056,865
	中間市公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
	中間市住宅新築資金等特別会計	▲ 348,456	▲ 343,850	▲ 337,415	▲ 334,804	▲ 333,482
	中間市地域下水道事業特別会計	1,120	1,319	1,039	1,234	1,400
	合計(1)	77,379	26,906	81,757	398,355	724,783
標準財政規模		9,587,674	9,577,551	9,544,235	9,450,782	9,789,683
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.80%)	(0.28%)	(0.85%)	(4.21%)	(7.40%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	中間市特別会計国民健康保険事業	▲ 1,236,082	▲ 1,013,928	▲ 949,432	▲ 910,774	▲ 772,701
	中間市介護保険事業特別会計	159,322	217,224	225,861	246,950	298,473
	中間市後期高齢者医療特別会計	19,028	17,100	16,365	16,256	14,912
	合計(2)	878,986	1,002,119	878,089	1,159,802	2,130,951
資金不足・剰余額		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	宅地造成事業以外	1,749,443	1,720,727	1,633,460	1,621,654	1,486,069
	宅地造成事業	106,538	30,628	▲ 133,156	▲ 275,412	256,377
	中間市公共下水道事業会計	-	-	-	-	123,038
法非適用企業	宅地造成事業以外	3,358	3,462	3,234	62,773	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
標準財政規模		9,587,674	9,577,551	9,544,235	9,450,782	9,789,683
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.16%)	(10.46%)	(9.20%)	(12.27%)	(21.76%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	432,178	257,479	207,226	210,788	239,396
	小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,434	10,536	10,643	10,733	10,847
合計(1)		442,612	268,015	217,869	221,521	250,243
標準財政規模		11,486,805	11,616,567	11,641,064	11,690,907	12,040,601
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.85%)	(2.30%)	(1.87%)	(1.89%)	(2.07%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 533,235	▲ 220,855	▲ 97,605	114,584	158,669
	小郡市後期高齢者医療特別会計	24,806	26,881	26,011	27,759	25,912
	小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	85,633	63,436	35,123	69,931	22,499
	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	17,077	17,984	11,442	8,716	0
合計(2)		39,511	650,434	573,337	882,414	919,064
標準財政規模		11,486,805	11,616,567	11,641,064	11,690,907	12,040,601
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(0.34%)	(5.59%)	(4.92%)	(7.54%)	(7.63%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	1,882,464	826,260	875,473	836,240	980,334
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,252	11,422	13,775	15,775	17,806
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	0	3,009
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
合計(1)		1,890,716	837,682	889,248	852,015	1,001,149
標準財政規模		18,731,546	18,742,379	18,923,766	19,142,750	19,688,779
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.09%)	(4.46%)	(4.69%)	(4.45%)	(5.08%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	20,963	19,632	21,303	16,206	22,347
	介護保険事業特別会計	133,227	73,569	47,540	▲ 30,008	113,900
	後期高齢者医療事業特別会計	43,557	45,038	46,250	46,658	44,617
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	2,076,807	2,201,751	2,356,171	2,371,944	2,322,683
	下水道事業会計	962,711	986,762	977,085	1,162,696	1,472,595
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		5,127,981	4,164,434	4,337,597	4,419,511	4,977,291
標準財政規模		18,731,546	18,742,379	18,923,766	19,142,750	19,688,779
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(27.37%)	(22.21%)	(22.92%)	(23.08%)	(25.27%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計		1,109,450	1,645,121	1,128,992	1,171,983	1,224,005
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,109,450	1,645,121	1,128,992	1,171,983	1,224,005
標準財政規模		19,104,213	19,302,457	19,386,864	19,412,940	19,874,837
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.80%)	(8.52%)	(5.82%)	(6.03%)	(6.15%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	661,148	666,554	185,682	204,221	226,078
	後期高齢者医療事業特別会計	69,146	70,735	71,851	69,308	68,996
	介護保険事業特別会計	123,411	196,902	207,280	131,667	142,806
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	—	—	—	0	0
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	下水道事業会計	852,142	816,581	816,457	830,165	843,138
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,815,297	3,395,893	2,410,262	2,407,344	2,505,023
標準財政規模		19,104,213	19,302,457	19,386,864	19,412,940	19,874,837
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(14.73%)	(17.59%)	(12.43%)	(12.40%)	(12.60%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計		660,018	750,058	681,720	593,626	988,777
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		660,018	750,058	681,720	593,626	988,777
標準財政規模		18,473,153	18,640,073	18,895,757	18,787,566	19,300,684
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.57%)	(4.02%)	(3.60%)	(3.15%)	(5.12%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	114,854	10,116	35,895	14,684	20,652
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	230,937	203,481	176,366	128,321	151,300
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	21,045	19,292	18,598	20,678	20,844
	後期高齢者医療特別会計	1,051	6,700	20,761	22,547	28,784
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	—	—	—	—	0
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	2,408,561	2,291,829	2,347,604	2,085,183	2,174,283
	下水道事業会計	981,313	858,980	968,753	1,123,555	1,182,629
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		4,417,779	4,140,456	4,249,697	3,988,594	4,567,269
標準財政規模		18,473,153	18,640,073	18,895,757	18,787,566	19,300,684
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(23.91%)	(22.21%)	(22.49%)	(21.22%)	(23.66%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	627,320	1,028,145	433,237	1,104,420	957,811
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,941	2,316	7,040	2,025	3,403
合計(1)		634,261	1,030,461	440,277	1,106,445	961,214
標準財政規模		19,673,746	19,504,571	19,575,134	19,776,265	20,246,485
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.22%)	(5.28%)	(2.24%)	(5.59%)	(4.74%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	382,043	397,002	137,274	318,821	202,577
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	786	949	799	966	2,643
	後期高齢者医療特別会計	42,993	45,906	47,320	44,338	44,001
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	175,007	173,919	210,042	188,404	245,582
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1,691	0	0	-	-
合計(2)		562,519	617,866	395,435	851,529	494,203
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	下水道事業会計	1,113,706	1,226,941	1,358,989	1,451,083	1,638,987
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	渡船事業特別会計	0	18,242	0	0	0
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	7,392	124	249	10,522	-
合計(2)		2,357,879	2,893,544	2,194,950	3,120,579	3,095,004
標準財政規模		19,673,746	19,504,571	19,575,134	19,776,265	20,246,485
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.98%)	(14.83%)	(11.21%)	(15.77%)	(15.28%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	630,076	592,741	637,217	579,930	1,287,966
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	16,152	918	871	825	3,131
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
合計(1)		646,228	593,659	638,088	580,755	1,291,097
標準財政規模		13,121,138	13,232,910	13,475,971	13,547,649	13,938,876
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.92%)	(4.48%)	(4.73%)	(4.28%)	(9.26%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 221,834	▲ 172,321	108,023	229,300	87,057
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	88,675	99,529	82,367	2,272	28,993
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	18,536	18,550	15,215	15,840	0
	後期高齢者医療特別会計	53,192	54,737	52,663	48,202	53,192
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
合計(2)		3,395,010	3,279,625	3,388,494	3,638,428	4,524,751
標準財政規模		13,121,138	13,232,910	13,475,971	13,547,649	13,938,876
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(25.87%)	(24.78%)	(25.14%)	(26.85%)	(32.46%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	717,801	864,750	831,508	632,783	1,472,778
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,526	18,531	27,462	37,913	25,886
合 計 (1)		733,327	883,281	858,970	670,696	1,498,664
標準財政規模		11,598,478	11,543,651	11,618,455	11,814,714	12,142,346
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.32%)	(7.65%)	(7.39%)	(5.67%)	(12.34%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 33,284	143,911	261,583	215,620	142,464
	後期高齢者医療特別会計	784	890	1,341	1,398	133
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	174,857	97,969	70,244	151,943	160,623
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	8,274	12,183	9,347	7,257	6,116

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	1,567,229	1,600,251	2,450,182	1,524,946	1,383,279
	下水道事業会計	-	-	-	327,735	248,997
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	8,352	0	67,990	-	-
	農業集落排水事業特別会計	5,856	19,626	33,462	-	-

合 計 (2)		2,465,395	2,758,111	3,753,119	2,899,595	3,440,276
標準財政規模		11,598,478	11,543,651	11,618,455	11,814,714	12,142,346
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(21.25%)	(23.89%)	(32.30%)	(24.54%)	(28.33%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	704,805	554,443	409,074	494,258	675,547
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,014	7,192	6,475	6,871	7,293
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		711,819	561,635	415,549	501,129	682,840
標準財政規模		12,716,722	12,970,894	13,020,195	13,031,885	13,508,779
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.59%)	(4.32%)	(3.19%)	(3.84%)	(5.05%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	33,775	37,310	34,216	58,006	75,591
	後期高齢者医療事業特別会計	7,150	31,304	33,302	5,770	8,935
	介護保険事業特別会計	147,365	96,284	93,912	94,316	81,195
合計(2)		1,023,471	974,121	923,047	1,109,719	1,366,518
標準財政規模		12,716,722	12,970,894	13,020,195	13,031,885	13,508,779
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(8.04%)	(7.51%)	(7.08%)	(8.51%)	(10.11%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	492,810	708,996	148,065	280,885	670,181
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	21,986	22,636	23,383	24,041	-
	自動車学校特別会計	4,839	4,160	3,939	9,351	20,284
合計(1)		519,635	735,792	175,387	314,277	690,465
標準財政規模		8,880,533	8,944,306	8,845,590	8,515,069	8,780,627
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.85%)	(8.22%)	(1.98%)	(3.69%)	(7.86%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	21,428	81,932	73,678	67,401	146,467
	後期高齢者医療事業特別会計	1,901	1,633	2,444	1,746	2,047
合計(2)		563,816	846,378	280,926	547,671	1,032,724
標準財政規模		8,880,533	8,944,306	8,845,590	8,515,069	8,780,627
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.34%)	(9.46%)	(3.17%)	(6.43%)	(11.76%)
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	106,377
	宅地造成事業	-	-	-	-	87,368
法非適用企業	宅地造成事業以外	16,494	22,462	22,699	125,534	-
	農業集落排水事業特別会計	2,361	2,522	2,582	7,085	-
	浄化槽整備事業特別会計	728	1,252	2,881	19,593	-
	簡易水道事業特別会計	1,269	785	1,255	12,035	-
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	838,397	942,797	809,384	931,440	551,972
	住宅新築資金等特別会計	10,419	10,760	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		848,816	953,557	809,384	931,440	551,972
標準財政規模		9,079,114	9,018,271	9,154,183	8,901,508	9,132,571
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.34%)	(10.57%)	(8.84%)	(10.46%)	(6.04%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 445,259	▲ 384,251	▲ 301,226	▲ 277,185	▲ 227,375
	後期高齢者医療特別会計	7,224	7,927	8,533	7,765	8,333
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	219,083	241,280	269,975	306,624	350,029
	下水道事業会計	-	-	-	-	113,630
	簡易水道事業会計	-	-	-	-	15,506
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	1,093	1,097	221	25,268	-
	公共下水道事業特別会計	6,602	11,189	6,351	102,608	-
	宅地造成事業					
合計(2)		637,559	830,799	793,238	1,096,520	812,095
標準財政規模		9,079,114	9,018,271	9,154,183	8,901,508	9,132,571
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.02%)	(9.21%)	(8.66%)	(12.31%)	(8.89%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	820,019	454,901	399,202	641,030	576,779
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,162	3,376	6,779	4,658	2,156
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		821,181	458,277	405,981	645,688	578,935
標準財政規模		13,213,004	12,822,028	12,623,227	12,446,056	12,664,004
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.21%)	(3.57%)	(3.21%)	(5.18%)	(4.57%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 542,604	▲ 494,001	▲ 365,320	▲ 443,527	▲ 347,976
	後期高齢者医療特別会計	9,035	8,714	8,826	9,094	9,568
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	177,983	162,176	81,702	26,760	83
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	1,671,819	1,656,634	1,582,212	1,445,611	1,375,777
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,137,414	1,791,800	1,713,401	1,683,626	1,616,387
標準財政規模		13,213,004	12,822,028	12,623,227	12,446,056	12,664,004
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.17%)	(13.97%)	(13.57%)	(13.52%)	(12.76%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	586,076	830,310	998,976	985,170	962,987
	住宅新築資金等貸付特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		586,076	830,310	998,976	985,170	962,987
標準財政規模		15,312,594	14,971,082	14,956,859	14,801,830	15,487,071
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.82%)	(5.54%)	(6.67%)	(6.65%)	(6.21%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 368,263	▲ 273,100	▲ 197,120	▲ 2,348	73,786
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	11,107	10,402	12,949	7,324	8,075
	後期高齢者医療特別会計	25,297	23,867	25,596	26,992	25,312
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	93,440	600	113,799	115,751	113,391
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	11,996	-	-	-	-
合計(2)		2,173,601	2,421,791	3,073,511	3,257,532	3,355,621
標準財政規模		15,312,594	14,971,082	14,956,859	14,801,830	15,487,071
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.19%)	(16.17%)	(20.54%)	(22.00%)	(21.66%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	580,012	612,471	592,280	504,883	598,126
	用地特別会計	88	88	88	88	88
	旧東山老人ホーム組合分	-	-	-	0	-
合計(1)		580,100	612,559	592,368	504,971	598,214
標準財政規模		10,695,343	10,476,169	10,358,241	10,230,788	10,492,658
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.42%)	(5.84%)	(5.71%)	(4.93%)	(5.70%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	150,820	160,571	137,518	180,896	271,658
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	82,608	168,232	231,320	217,289	202,283
	後期高齢者医療特別会計	1,707	2,552	2,164	2,128	2,719
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	4,016	2,545	2,289	4,943	7,867
合計(2)		1,573,764	1,682,187	1,719,784	1,672,045	1,844,001
標準財政規模		10,695,343	10,476,169	10,358,241	10,230,788	10,492,658
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.71%)	(16.05%)	(16.60%)	(16.34%)	(17.57%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	1,304,934	1,421,642	811,023	787,798	850,198
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,343	2,921	2,550	2,474	14,375
合計(1)		1,309,277	1,424,563	813,573	790,272	864,573
標準財政規模		20,183,448	20,144,006	20,078,979	20,120,590	20,528,882
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(6.48%)	(7.07%)	(4.05%)	(3.92%)	(4.21%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	432,528	801,112	695,857	372,416	174,428
	介護保険事業特別会計	232,050	425,516	384,416	531,382	776,532
	後期高齢者医療特別会計	33,666	35,115	35,022	35,804	37,073
会計名(公営企業会計)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法適用企業	水道事業会計	2,034,068	1,936,604	2,021,082	2,163,006	2,204,076
	下水道事業会計	1,710,866	1,695,170	1,739,744	1,812,911	1,844,636
法非適用企業	渡船事業特別会計	1	1	0	1	1
合計(2)		5,752,456	6,318,081	5,689,694	5,705,792	5,901,319
標準財政規模		20,183,448	20,144,006	20,078,979	20,120,590	20,528,882
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(28.50%)	(31.36%)	(28.33%)	(28.35%)	(28.74%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	一般会計	804,255	307,983	111,187	137,067	256,307
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	▲ 280	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		804,255	307,983	110,907	137,067	256,307
標準財政規模		9,232,639	8,920,118	9,048,805	9,671,802	9,973,192
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.71%)	(3.45%)	(1.22%)	(1.41%)	(2.56%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	▲ 294	66,131	58,969
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	79,076	92,561	108,763	▲ 32,588	80,375
	後期高齢者医療特別会計	17,899	21,513	20,312	21,540	23,218
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
合計(2)		1,729,857	1,222,387	1,045,640	1,141,177	1,459,583
標準財政規模		9,232,639	8,920,118	9,048,805	9,671,802	9,973,192
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.73%)	(13.70%)	(11.55%)	(11.79%)	(14.63%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)